日本認知症予防学会神奈川県支部　規約

日本認知症予防学会神奈川県支部(以下「本支部」という)は、日本認知症予防学会支部設置規則に則り、本支部運営を円滑に推進するため、次の通り日本認知症予防学会神奈川県支部規約(以下「本規約」という)を定める。

【名称】

1. 本支部は日本認知症予防学会神奈川県支部と称する

【事務局】

1. 本支部の事務局は医療法人社団みのり会湘南いなほクリニック(神奈川県平塚市四之宮1-3-57)に置く。

【目的】

1. 本支部は認知症予防に関連する諸分野の科学的研究の進歩発展を図り、その成果を神奈川県民に還元するとともに、医療・保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

【事業】

1. 本支部は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
	1. 講演会・研究会・講習会の開催
	2. 神奈川県における認知症予防の取り組みへの啓発、支援
	3. 日本認知症予防学会並びに関係諸団体との協力と連携
	4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

【会員】

1. 本支部の会員は次のとおりとする。
	1. 正会員　神奈川県に在住または在職する日本認知症予防学会正会員のうち、本支部の目的に賛同し、所定の会費を納入した者。
	2. 賛助会員　本支部の事業を後援する目的で所定の会費を納入した団体または個人。
2. 会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を支部長へ提出し、支部役員会の承認を得なければならない。
3. 会員は別に定める退会届を支部長に提出し、退会することができる
4. 会員は次の各号の一つに該当するときは、退会したものとみなす。
	1. 退会届が提出されたとき
	2. 会費の滞納が1年以上にわたるとき
	3. 死亡したとき
5. 会員が本支部の名誉を汚し、または本支部の目的に反する行為があったときは、支部役員会の議決を経て除名することができる。
6. 会員がすでに納入した会費、その他の拠出金は一切返還しない。

【支部役員】

1. 本支部に次の支部役員を置く。
	1. 支部長　1名
	2. 支部理事　2名以上6名以内
	3. 支部監事
2. 支部長は日本認知症予防学会総会において選出する。
3. 支部理事の選出・選任は、支部会員の中から支部役員が推薦する者を支部役員会における承認を経て、支部長がこれを選任する。
4. 監事は、支部長が推薦する者を支部役員会における承認を経て、支部長がこれを選任する。
5. 支部役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
6. 支部長は支部理事の中から必要に応じて補佐として事務局長を指名することができる。

【支部長】

1. 支部長は支部を代表し、会務を統括する。

【支部理事】

1. 支部理事は支部長とともに支部役員会を構成し、本支部の業務を審議・執行する。

【事務局長】

1. 事務局長は支部長を補佐し、会務を運営する。

【支部監事】

1. 監事は支部の業務全般及び会計を監査する。

【顧問】

1. 本支部に顧問を置くことができる。なお、顧問は支部長が委嘱する。

【名誉支部長】

1. 本支部は、次の各号の１に該当する者に名誉支部長の称号を付与することができる。

（1）本支部会員で、本支部に対して又は認知症予防の研究・普及啓発活動において多大な貢献が認められた者。

（2）神奈川県在住の者で、認知症予防の研究・普及啓発活動において多大な貢献が認められた者。

　　（3）その他、本支部役員会において名誉支部長の称号を付与するに値すると認められた者。

2．名誉支部長の称号を付与する場合は、支部役員が推薦する者を支部役員会における承認を経て、支部長がこれを付与する。

3.　名誉支部長は名誉職とし、支部役員会における議決権はこれを有しない。

【支部役員会】

1. 支部役員会は、次の通りとする。

（1）支部役員会は、支部長、支部理事、支部監事で組織する。

（2）定時支部役員会は毎年1回支部長が招集し、支部に関する重要事項を決議する。

（3）必要に応じて臨時支部役員会を開催することができる。

（4）支部役員会の決議は、支部役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【研究会】

1. 支部長は、毎年1回以上研究会を開催する。

2．研究会は、支部長が任命した者がその運営にあたる。

【支部事業報告】

1. 支部長は、毎事業年度終了後速やかに当該年度の決算及び事業報告を理事会に提出しなければならない。

【会計】

1. 本支部の会計責任者は支部長とする。

2．本支部の経費は、日本認知症予防学会からの交付金、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

3．本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会費】

1. 本支部の会費は別に定める会費規則による。

【規約の改廃】

1. 本規約の改廃は支部役員会の議決を経て、総会において決定する。

【細則】

1. 本規約の施行に必要な細則は、支部役員会の議決を経て総会において別に定める。

附則

本規約は平成28年11月1日より施行する。なお、設立時の支部役員の任期は、本規約にかかわらず平成30年3月31日までとする。

附則

本改正規約は、平成30年4月1日より施行する。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

支部設立時役員

支部長　　　北 村　　伸 （医師）

　　　　　　　　　　　　　　　日本医科大学武蔵小杉病院認知症センター　特任教授

支部理事

（事務局長）内 門　大 丈 （医師）

医療法人社団みのり会湘南いなほクリニック院長

支部理事　　阿瀬川　孝 治　（医師）

医療法人三精会　汐入メンタルクリニック院長

支部理事　　杉 谷　雅 人　 （医師）

神奈川県厚生連 相模原協同病院　脳神経外科センター長

支部理事　　武 井　和 夫 　（医師）

　　　　　　　　　　　　　　　医療法人武井内科医院院長

支部監事　　加藤　博明　　 （税理士）

加藤税務会計事務所